

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

令和7年4月1日改正

入札参加資格

1 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者
- (8) この工事の設計業務等を受託した者（以下「設計受託者」という。）
- (9) 設計受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項に該当する者
 - ア 設計受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者
 - イ 設計受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (10) 代表権を有する役員が設計受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (11) 開札日の前日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - ① 入札参加を希望する者（法人又は個人事業主）
 - ② 入札参加を希望する法人の代表者（個人）
- (12) 電子利用登録業者（東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者のことをいう。以下同じ。）でない者。ただし、公告で電子利用登録者でない者も参加できるとした場合は、この限りでない。

2 設計金額により、工事の種類を次のとおりとする。

- 1号工事 請負対象設計金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）。ただし、入札の結果、請負代金額（税込）が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）となった場合は、開札以降は2号工事として扱う。
- 2号工事 請負対象設計金額（税込）が200万円超4,500万円未満（建築一式工事は200万円超9,000万円未満）

3 案件ごとの入札参加資格について

- 1号工事 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格要件（以下「資格要件」という。）を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。
- 2号工事 資格要件を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。落札者は、資格要件に定めた資格等を有する技術者を、契約後配置させなければならない。

4 資格要件の取り扱いについて

(1) 1号工事・2号工事共通

資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。

- ア 「同種・類似工事の施工実績」又は「配置予定技術者の工事経験(同種・類似工事の施工実績)」は、平成22年4月1日以降に完成した元請施工実績を対象とする。
- イ 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。
- ウ 共同企業体の構成員としての実績で「請負契約金額、路線延長等の規模、能力、その他入札条件に定めたもの（数値等）」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを実績としてみなすものとする。

(2) 1号工事について

「配置予定技術者」は、次のいずれも満たすことを必須とする。

ア 開札日以降に工期の終期が到来する工事に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合を除く。なお、本市が兼務を認める事例については、「技術者等の適正配置について」を参照すること。

（ア）開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合

（イ）本件工事が、「技術者等の適正配置について」2（2）ア、ウ、エ又はカが適用される工事にあつては、それぞれの工事（本件工事を含む。）の発注者から兼務等の承認を得られることが見込まれる場合 ※1

※1 落札候補者となった者は、事後審査における資格要件確認書類として兼務等申請書を提出すること。通常の事後審査に加え、兼務等の申請要件に該当すると認められる場合に限り落札決定を行う。なお、兼務等の承認手続きは、契約後に発注担当課が行う。兼務等の申請要件に該当していたものの発注者側に正当な理由があり、兼務等申請が非承認となった場合には、配置予定技術者の変更を認めるものとする。

イ 資格要件で定める資格及び経験を有していること。

ウ 開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して3か月以上存在すること。

エ 本件工事が、「技術者等の適正配置について」別表（注8）が適用される工事にあつては、「人員の配置を示す計画書」を提出すること。

(3) 技術者の配置について

ア 契約後、工事の施工にあたって、1号工事では配置予定技術者とした者を、2号工事では資格要件に定めた資格及び経験を有する者を、技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

5 その他遵守事項について

A. 設計図書の閲覧について

(1) 設計図書の閲覧方法は、次に掲げる方法の中から、公告において定める。

ア 設計図書のダウンロード（東広島市ホームページを利用した閲覧）

公告に定める期間内に限り、東広島市ホームページに掲載する。

イ 設計図書の購入

公告に定める方法により、有償にて販売する。

(2) 公告に定める方法により設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。

B. 入札時の取り扱いについて

(1) 予定価格は、公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。

(2) 入札時に東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該工事の入札金額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、内訳書が次に該当する場合は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする（市が調査の必要があると判断した場合は、この限りでない。）。

ア 内訳書が提出されていない場合

イ 内訳書に記名・押印（割印を含む。）がない場合（押印は、電子入札等システムにより提出する場合を除く。記名は、共同企業体で参加する場合において共同企業体名の記載のないものを含む。）

ウ 内訳書に工事名が記載されていない場合（工事名に誤りがある場合を含む。）

エ 内訳書の工事価格と入札金額が異なる場合

オ 内訳書の記載事項に不備のある場合

カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合

(3) 内訳書の作成に係る注意点は、次のとおりとする。

ア 内訳書の日付は、開札日ではなく入札日とすること。

イ 内訳書に記載する所在地、商号又は名称、氏名は、本市の建設工事に係る競争入札参加資格申請において契約締結権限の委任を受けた者としても差し支えない。

ウ 押印は、電子入札等システムにより提出する者にあつては、不要とする。ただし、書面参加申請に基づく

書面参加者にあつては、押印・割印を必須とする。

- (4) 提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料は書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。
- (5) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を提出できるものとする。入札時に低入札価格調査報告書等を提出していない者で開札の結果、低価格入札者となった者のうち市の請求を受けた者は、指定する期限までに低入札価格調査報告書等を提出しなければならない。

C. 開札後の取り扱いについて

- (1) 開札後、落札を保留し、落札候補者となった案件について資格要件確認資料の提出を求め、資格要件（配置予定技術者の資格及び経験等を含む。）を審査する。ただし、公告において資格要件確認資料の提出は必要ないとした案件については、資格要件確認資料の提出は求めず、落札候補者となった者の資格要件を審査する。
- (2) (1)において、落札候補者の行った入札が低価格入札（調査基準価格を下回る価格の入札）である場合は、資格要件を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行うものとする。この場合において、落札候補者が調査の結果、要件を満たし、かつ、低入札要領第9条のいずれにも該当しないことが確認できたときに、資格要件を審査する。
- (3) 電子入札は全て、「電子くじ実施対象案件」とする。したがって、落札候補者が複数あるときは、電子くじを実施し落札候補者を決定する。なお、電子くじに必要な電子くじ番号（数字3桁）は入札時に電子入札等システムに入力するものとし、書面参加者については電子くじ番号を「001」とする。

D. 審査

- (1) 審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者（1号工事における配置予定技術者の専任配置の可否の確認を含む。）については、その入札を無効とする。
- ア 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて、資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。
- ウ 審査の結果、資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象とする。ただし、内訳書に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。
- (2) 1号工事における配置予定技術者の専任配置の可否の確認は、CORINS（コリンズ）の登録及び本市との契約履行中の工事の配置技術者について行うものとする。その際、国・他の地方公共団体等における発注案件において、本来なされているべきCORINS（コリンズ）の登録が行われていない技術者や、事後審査方式の落札者となった場合に配置することとなる技術者については、当該案件の配置予定技術者の審査の際に加味しないので、「E. 契約に係る注意事項」の状況が生じないよう入札参加者の責任において入札を行うこと。
- (3) 原則、開札日の早いものから落札決定を行い、配置予定技術者の専任要件は入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。
- (4) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

	電子参加者	書面参加者
落札者	電子入札等システムで通知	電話等で連絡
落札者以外	電子入札等システムで通知	個別通知はしない。※問い合わせにも応じない。
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を総務部契約課及びホームページで公表する。	

- (5) 低価格入札者が落札者となった場合は、低入札要領第11条又は第11条の2に規定する措置を講じる。

E. 契約に係る注意事項

- (1) 落札決定された者が技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。
- (2) この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。

F. 契約後VE制度について

「契約後VE対象案件」としたものについては、契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更にについて発注者に提案することができるものとし、提案が適正であると認められたときは、必要に応じて設計図書

の変更を行い、変更契約の手続を行うものとする。

G. 入札保証金

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の定めるところによる。

H. 契約保証金

- (1) この工事を落札した者は、契約保証金（請負代金額の100分の10以上。低価格入札者については、低入札要領の定めるところによる。）を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この工事を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

I. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象となる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 東広島市建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札
- (3) 電子情報処理組織の利用規程に定める無効入札

J. 社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入対策の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次のア・イに掲げる下請負人の区分に応じて、当該ア・イに定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者の指定する期間内（原則30日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 受注者は、次のア・イに掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該ア・イに定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、(2)ア(ア)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が(2)ア(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、(2)イ(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(2)イ(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

K. その他

- (1) この工事の入札に際しては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市建設工事執行

規則（平成10年東広島市規則第4号）、東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年東広島市告示第30号）、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定）に従わなければならない。

(2) 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所 総務部 契約課 工事契約係

電話番号 082-420-0930（直通） FAX番号 082-431-0077